

監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年1月4日

大川市監査委員 石 橋 新一郎
大川市監査委員 馬 渕 清 博

定期監査の結果について

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定による監査

2. 監査の対象及び日程

都 市 計 画 課 令和2年11月2日～11月27日

地 域 支 援 課 令和2年11月2日～11月27日

3. 監査の実施内容

監査は、平成31年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の点に重点をおいて定期監査を実施した。監査に当たっては、大川市監査基準に準拠し、必要な書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

4. 監査の重点事項（評価項目）

- （1）前回の監査における指摘事項の改善状況
- （2）予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。
- （3）契約事務は公正、適正に行われているか。
- （4）補助金等交付事務、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。
- （5）財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。
- （6）その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5. 監査の実施場所 監査事務局

6. 監査の結果

監査対象の事務事業については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり、是正又は検討等を要する事項が認められた。その概要は次のとおりである。

《都市計画課》

【指摘事項】

ア 通信機器（FAX）賃貸借において、長期継続契約であるが、契約締結伺書に財政係合議がなかった。市の予算執行方針に基づき適正な事務処理を行うこと。

《地域支援課》

【指摘事項】

ア 職員向け災害時一斉メール配信システム委託において、契約書に契約保証金の条項が謳われていなかった。

イ 消防ホース購入において、5万円以上の備品購入の場合は、契約締結同時に財政係合議が必要であるが、合議がなされていなかった。

ウ 三又コミュニティセンター管理人室内部改修工事において、契約書に、公印による契印は押印されているものの、発注者の欄に市長公印が押印されていなかった。

〔消防庁舎改修付帯工事も同様である。〕

エ 消火器購入において、納入期限を4月30日として契約しているが、納入期限を過ぎた5月15日に納品されていた。

オ 消防団員等退職報償金負担金において、100万円以上の負担金の支出負担行為は副市長決裁であるが、副市長の決裁がなかった。